

■ 保険金をお支払いできない主な場合

○共通事項

- ・保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- ・戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾（じょう）、労働争議によって生じる損害
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- ・被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。

※保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社、関連会社、もしくは弊社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

など

■ 施設所有（管理）者賠償責任保険

○共通事項に記載の事項

○次のいずれかに該当する事由による損害

- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨
- ・雪等による財物の損壊

○次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害

- ・施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ・航空機、昇降機、自動車
- ・施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）
- ・動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

■ 漏水補償特約（施設用）

・共通事項に記載の事項

など

■ 昇降機包括補償特約

・共通事項に記載の事項

・次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害

- 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する賠償責任

■ 家主見舞費用補償特約（エイブル）

・共通事項に記載の事項

など

■ 初期対応費用補償特約（エイブル）

・共通事項に記載の事項

など

※ このパンフレットは「施設所有（管理）者賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご用意していますので、取扱代理店または弊社までご照会ください。また、詳しくは賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または弊社までご照会ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

※ 取扱代理店は弊社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

※ 保険契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※ 本保険商品につきましては、株式会社エイブルおよび株式会社エーシーサービスによる共同募集を行っています。

施設所有（管理）者賠償責任保険契約の更新について

契約期間は 2 年間です。2 年後の更新手続きは契約満期前に、更新契約取扱代理店の株式会社エーシーサービスからご連絡しています。

▶ ご加入・お問合せはこちらまで

新規契約
取扱代理店

株式会社エイブル
03-5414-0147

受付時間 10:00～18:00（土日祝日年末年始を除く）

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679
東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山

更新契約
取扱代理店

株式会社エーシーサービス
03-6440-0727（保険部代表）

受付時間 9:30～17:30（土日祝日年末年始を除く）

万一事故にあわれたら遅滞なく取扱代理店または下記へ通知ください。

万が一事故が
発生した時の
連絡先

事故受付ダイヤル
0120-011-313
（受付時間 24時間年中無休）

LXXXXXXX

エイブル管理物件のオーナー様へ

施設所有（管理）者賠償責任保険は
賃貸物件（住居専用）のオーナー様のための保険です。

施設所有（管理）者 賠償責任保険

賠償責任保険（企業用）普通保険約款（サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、漏水補償特約（施設用）、昇降機包括補償特約、賠償責任保険追加特約付帯）+施設所有（管理）者特別約款（職業的行為損害補償対象外特約、初期対応費用補償特約（エイブル）、家主見舞費用補償特約（エイブル）、共通支払限度額特約付帯）



アパート・マンション経営をするみなさまのニーズに応えた
賠償事故をトータルに補償する特別プランです。

エイブル

このようなときにお役に立ちます！

1. 入居者及び第三者に対する賠償事故を補償します。

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行による、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈事故例〉

ビルやマンション施設の外壁のタイルが落下し、通行人がケガをした



2. オーナー様の安心のために4つの特約で補償を拡充しています。

あんしんの特約① 家主見舞費用補償特約（エイブル）

施設所有者賠償責任保険（管理）および適用される特約の対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）および財物の損壊が発生した場合において、被保険者が慣習として支払う次のいずれかに該当する費用を弊社の同意を得て支払ったときはその金額を補償します。

①被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）

②見舞品の購入費用

③弊社の事前の同意を得て支払う、上記①②以外の社会通念上妥当な費用

（1 被害者：10 万円まで /1 事故：50 万円まで） 自己負担額（免責金額）：0 円

〈事故例〉

玄関ホールがぬれていたために子供が転んでケガをした。



あんしんの特約② 昇降機包括補償特約

「施設所有（管理）者賠償責任保険で補償対象外となっている被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産内に設置もしくは付属するすべての昇降機による、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（上記1に記載の主契約支払限度額を限度に補償します。）

〈事故例〉

エレベーターの誤作動により、子供が足を挟まれケガをした。



あんしんの特約③ 漏水補償特約（施設用）

施設所有（管理）者賠償責任保険で補償対象外となっている給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊に起因する損害を補償します。（上記1に記載の主契約支払限度額を限度に補償します。）



あんしんの特約④ 初期対応費用補償特約（エイブル）

施設所有（管理）者賠償責任保険および適用される特約で対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故について次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。）を負担することによって被る損害を補償します。

①事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調査費用

②被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用

③通信費

④その他上記に準ずる費用

支払限度額と保険料

《ご希望にあわせて選べる4プラン》

エイブルがお届けする充実した 4 プラン【補償内容・保険料をわかりやすいプランにまとめました】					
		A プラン	B プラン	C プラン	D プラン
施設所有（管理）者賠償責任 昇降機包括補償特約 漏水補償特約		対人・対物共通 1 事故 3,000 万円	対人・対物共通 1 事故 8,000 万円	対人・対物共通 1 事故 1 億円	対人・対物共通 1 事故 2 億円
初期対応費用補償特約 （エイブル）		1 事故 / 保険期間中 1,000 万円まで支払われます。			
家主見舞費用補償特約 （エイブル）		1 被害者につき 10 万円まで／ 1 事故につき 50 万円まで支払われます。			
自己負担額		なし			
保険期間		2 年間			
保険料 （保険期間 2 年）	1 棟	9,000 円	10,000 円	11,000 円	12,000 円
	1 戸建て	9,000 円	10,000 円	11,000 円	12,000 円
	分譲 1 室	4,200 円	4,500 円	5,000 円	6,000 円

Cプランの保険料は **2年間で11,000円1日あたり、わずか約16円の保険料で大きな安心 !!**

《お支払いの対象となる損害》

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいた被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済として支出した金額（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続に要した必要または有益な費用
④緊急措置費用	保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用
⑤協力費用	弊社が発生した事故の解決にあたる場合、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑥争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、費用の全額を支払います。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集でご確認ください。